

中海及び境水道における漁業に関する鳥取・島根両県協議会について

- 平成27年8月5日に標記の協議会の開催を予定しております。
- 協議会では、中海における漁業許可(中海における操業禁止措置)の方針について検討を行う予定としております。

<中海で操業できない措置について>

1 確認書の規定

中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書

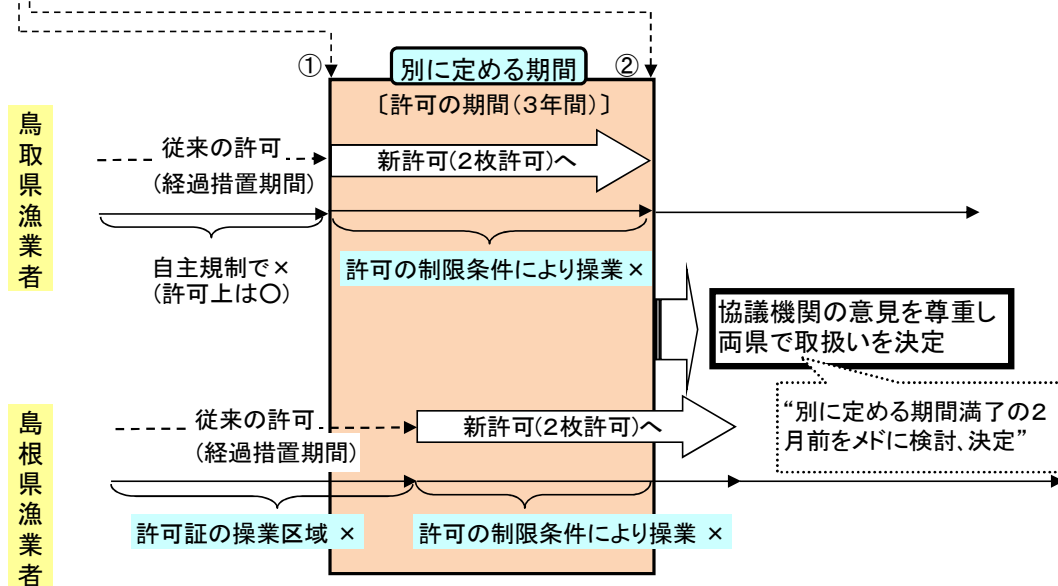
第8条 第1条に規定する漁業のうち、小型機船底びき網漁業(かいけた網漁業、とり貝けた網漁業及びなまこけた網漁業)、機船船びき網漁業(さより船びき網漁業、さより機船船びき網漁業、1そうびさいわし船びき網漁業及び1そうびさいわし機船船びき網漁業)及びすくい網漁業(すくい網漁業、いわしすくい網漁業及びさっぱ雑魚すくい網漁業)については、両県は、中海の資源状況等を考慮し、漁業の種類ごとに別に期間を定めて、許可の制限又は条件により中海で操業できない措置を講ずるものとする。

第9条 前条の期間経過後、両県はそれぞれ中海の資源状況等を考慮し、必要があると認める場合は、前条の措置を講ずる期間を延長することができる。ただし、期間経過前において、前条の措置を講ずる必要がないと認める場合は、両県は、それぞれその措置を解除することができる。

2 前項の取扱いは、協議機関における協議結果を尊重し、両県それぞれが決定する。

2 別に定める期間の考え方

- ① 始期は、いずれかの県で最初に到来する2枚許可制の開始日とする。
 - ② 終期は、①の許可満了日とする(3年間)。
 - ⇒許可の制限条件により規制するまでの間は、許可の自主規制等により中海で操業しないこととする。
 - ⇒操業禁止措置の延長及び解除は、水産試験場等の調査結果により資源状況を考慮した上で両県協議会の意見を尊重し、両県で決定する。
- イメージ [鳥取県が先に2枚許可制となる場合]



3 別に定める期間(中海で操業できない措置)の満了後の取扱いについて(案)

○8月5日の協議会では、現在の中海の資源状況、漁業者からの聞き取りを考慮し、中海で操業できない措置を講ずる期間を引き続き3年間継続する方針で提案する予定としています。

漁業種類	別に定める期間 (上段現在、下段(案))	先に2枚許可となる県
小型底びき網(貝けた・なまこけた)	H25. 1. 1~H27. 12. 31	鳥取県
	H28. 1. 1~H31. 12. 31	
いわし機船船びき網	H24. 11. 1~H27. 10. 31	鳥取県
	H27. 11. 1~H30. 10. 31	
すくい網(いわし・さっぱ)	H24. 9. 1~H27. 8. 31	島根県
	H27. 9. 1~H30. 8. 31	

中海及び境水道におけるウナギ及びアサリの殻長制限について

鳥取、島根両県では、中海及び境水道にけるウナギとアサリの体長制限を統一するため、下表のような漁業調整委員会指示による規制を設けています。当指示は平成28年3月末日に期限が切れますが、平成28年4月以降も指示を継続する方向で検討を進めています。なお、当指示の規制内容については、将来的には漁業調整規則化する方向で、両県の協議を進めています。

1 ウナギ・アサリの体長制限に関する現在の規制状況について

項目	魚種	内容	
		島根県	鳥取県
体長制限	ウナギ	30cm以下は採捕禁止 (調整規則)	30cm以下は採捕禁止 (H24年度委員会指示済)
	アサリ	3cm以下は採捕禁止 (H26年度委員会指示済)	3cm以下は採捕禁止 (調整規則)

2 参考

鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成25年3月22日

鳥取海区漁業調整委員会会長 田 口 勝 蔵

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であつて、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 試験研究のための採捕
- (2) 教育実習のための採捕
- (3) 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

鳥取県海面漁業調整規則

（殻長等の制限）

第40条 次の表の左欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

水産動物の種類	大きさ
あさり及びはまぐり	殻長 3センチメートル以下
さざえ	^{がい} 殻蓋（へた）の長径2センチメートル以下
あわび	殻長 9センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物及びその製品は、所持し、又は販売してはならない。

中海及び境水道における漁業の許可等に係る確認書

鳥取県と島根県とは、両県の知事の間で平成18年1月31日付けで締結した中海及び境水道における漁業に関する協定書（以下「協定書」という。）を踏まえ、中海及び境水道における漁業の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）の取扱いについて、次のとおり確認する。

第1条 両県が相互に許可等を行なう漁業及び漁業種類は、中海及び境水道の全部又は一部を操業区域とする漁業及び漁業種類のうち、次の表に掲げる漁業及び漁業種類とする。

鳥取県		島根県	
漁業の名称	漁業種類	漁業の名称	漁業種類
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業	小型機船底びき網漁業	とり貝けた網漁業 なまこけた網漁業
機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業	機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業
	さより船びき網漁業		さより機船船びき網漁業
	1 そうびきいわし船びき網漁業		1 そうびきいわし機船船びき網漁業
	あみえび機船船びき網漁業		あみえび機船船びき網漁業
まき刺網漁業	1 そうまきぼらまき刺網漁業	さし網漁業	ぼらまきさし網漁業
	2 そうまきぼらまき刺網漁業		
	1 そうまきぼら刺網漁業		
固定式刺網漁業	一重網漁業	固定式さし網漁業	磯さし網漁業
	三重網漁業		
すくい網漁業	すくい網漁業	すくい網漁業	いわしすくい網漁業
			さっぱ雑魚すくい網漁業
小型定置漁業	ふくろ網漁業	小型定置漁業	ふくろ網漁業

第2条 前条の漁業及び漁業種類ごとに両県が相互に行う許可等（以下「相互許可等」という。）の隻数の上限は、別表第1に定めるとおりとする。

第3条 相互許可等における許可内容並びに許可の制限又は条件は、別表第2に定めるとおりとする。

第4条 両県は、相互許可等については、それぞれ相手県知事の許可等を受けた漁業者で相手県知事の副申を受けた者については、自県の許可等の要件を満たすとみなして許可等を行なうものとする。

第5条 両県は、相互許可等の取扱いに当たっては、それぞれ関係漁業者に新たな負担が生じないように許可申請手続の簡素化等を行うものとする。

第6条 前2条の規定については、相互許可等の内容の変更許可及び許可証の書換えの場合について準用する。

第7条 中海及び境水道を操業区域とする新たな漁業の許可及び漁業の許可内容又は許可の制限若しくは条件の変更については、協定書第5条に規定する協議機関（以下「協議機関」という。）で協議の上、両県それぞれが決定する。

第8条 第1条に規定する漁業のうち、小型機船底びき網漁業（かいけた網漁業、とり貝けた網漁業及びなまこけた網漁業）、機船船びき網漁業（さより船びき網漁業、さより機船船びき網漁業、1そうびきいわし船びき網漁業及び1そうびきいわし機船船びき網漁業）及びすくい網漁業（すくい網漁業、いわしすくい網漁業及びさつば雑魚すくい網漁業）については、両県は、中海の資源状況等を考慮し、漁業の種類ごとに別に期間を定めて、許可の制限又は条件により中海で操業できない措置を講ずるものとする。

第9条 前条の期間経過後、両県はそれぞれ中海の資源状況等を考慮し、必要があると認める場合は、前条の措置を講じる期間を延長することができる。ただし、期間経過前において、前条の措置を講じる必要がないと認める場合は、両県は、それぞれその措置を解除することができる。

2 前項の取扱いは、協議機関における協議結果を尊重し、両県それぞれが決定する。

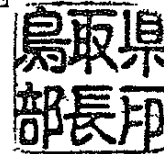
上記のとおり確認した証として、この証書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年3月27日

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

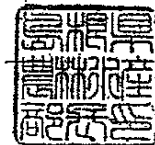
鳥取県農林水産部長 鹿田 道夫



島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県農林水産部長 小林 淳



別表第1 (漁業種類別の許可等の隻数の上限)

鳥取県が島根県の漁業者に行なう許可等		
漁業の名称	漁業種類	許可隻数の上限
小型機船底びき網漁業	かいけた網漁業	68
機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業	7
	さより船びき網漁業	34
	1 そうびきいわし船びき網漁業	2
	あみえび機船船びき網漁業	12
まき刺網漁業	1 そうまきぼらまき刺網漁業	5
	2 そうまきぼらまき刺網漁業	
	1 そうまきぼら狩刺網漁業	
固定式刺網漁業	一重網漁業	287
	三重網漁業	
すくい網漁業	すくい網漁業	69
小型定置漁業	ふくろ網漁業	0

島根県が鳥取県の漁業者に対して行なう許可等		
漁業の名称	漁業種類	許可隻数の上限
小型機船底びき網漁業	とり貝けた網漁業	67
	なまこけた網漁業	
機船船びき網漁業	わかさぎ機船船びき網漁業	7
	さより機船船びき網漁業	66
	1 そうびきいわし機船船びき網漁業	5
	あみえび機船船びき網漁業	0
さし網漁業	ぼらまきさし網漁業	25
固定式さし網漁業	磯さし網漁業	232
すくい網漁業	いわしすくい網漁業	14
	さっぱ雑魚すくい網漁業	
小型定置漁業	ふくろ網漁業	13

別表第2

漁業の名称	項目	鳥取県が行なう許可内容等	島根県が行なう許可内容等
小型機船底びき網漁業	漁業種類	かいけた網漁業	手繰第三種漁業(とり貝けた網漁業、なまこけた網漁業)
	許可内容 操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	中海及び境水道のうち島根県の区域
	操業期間	周年	同左
	漁船の規模	新規は総トン数5トン未満、既許可船は現状トン数	同左
	制限又は条件	(1)日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2)他種漁業の操業を妨げてはならない。 (3)中海で操業してはならない。	同左
機船船びき網漁業	漁業種類	わかさぎ機船船びき網漁業	同左
	許可内容 操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域に限る。	中海のうち島根県の区域
	操業期間	10月15日から翌年3月31日まで	同左
	漁船の規模	総トン数3トン未満	同左
	制限又は条件	(1)日没から日出までの間は操業してはならない。 (2)わかさぎ以外を採捕の目的としてはならない。 (3)碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (4)船舶を敷設漁具の施設を利用して固定してはならない。 (5)使用する漁具は、網目1センチメートル以上、浮子方の長さ100メートル以下でなければならない。 (6)既設漁具の周囲50メートル以内の区域では操業してはならない。	(1)～(6) 同左 (7)次の区域においては操業してはならない。 ①大海崎橋の大海崎堤側 根元南端と松江港(馬潟)

			港) 岸壁の北東端とを結ぶ線以西の中海。 ②江島大橋南端以北の中海。 ③安来港の北防波堤突端と南防波堤突端を結ぶ線から内側の安来港。 ④本庄工区西部承水路内。 (8) 大海崎橋の大海崎堤根元南端と安来市田頼川河口東端を結ぶ線以西の中海においては12月1日以降操業してはならない。	
		(7) 江島大橋南端以北の中海の区域においては操業してはならない。 (8) 他種漁業の操業を妨げてはならない。		
機船船びき網漁業	許可内容	漁業種類	さより船びき網漁業	さより機船船びき網漁業
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	中海及び境水道のうち島根県の区域
		操業期間	11月1日から翌年6月30日まで	同左
		漁船の規模	新規は総トン数5トン以下、既許可船は現状のトン数	同左
	制限又は条件	(1) 網目は2センチメートル以上、でなければならない。 (2) 網肩の全長は30メートルを越えてはならない。 (3) ひき網の全長は片側30メートルを越えてはならない。 (4) 他種漁業の操業を妨げてはならない。 (5) 中海で操業してはならない。	(1) 漁具は、網目2センチメートル以上、浮子方の長さ30メートル以下でなければならない。 (2) 曳網の長さは片側30メートル以内でなければならない。 (3) さより以外を採捕の目的としてはならない。 (4) 中海で操業してはならない。	
機船船びき網漁業	許可内容	漁業種類	1 そうびきいわし船びき網漁業	1 そうびきいわし機船船びき網漁業
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	中海及び境水道のうち島根県の区域
		操業期間	11月1日から翌年3月31日まで	同左
		漁船の規模	総トン数10トン未満	同左
	制限又は条件	(1) 日没から日の出までの間は操業してはならない。 (2) 網肩の長さは100メートルを越えてはならない。	(1) (4) (5) 同左 (2) 漁具は、浮子方の長さ100メートル以内でなければならない。	

		(3) 曳網の長さは 80 メートルを越えてはならない。 (4) 網船以外の船舶を使用してはならない。 (5) <u>中海で操業してはならない。</u>	(3) 曳網の長さは 80 メートル以内でなければならない	
機船船びき網漁業	許可内容	漁業種類	あみえび機船船びき網漁業	—
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域に限る。	—
		操業期間	6月1日から翌年3月31日まで	—
		漁船の規模	総トン数3トン未満	—
	制限又は条件	(1) 碇で固定した船舶に網を引き寄せる漁法以外により操業してはならない。 (2) あみえび以外を採捕の目的としてはならない。	—	
まき刺網漁業 さし網漁業	許可内容	漁業種類	まき刺網漁業 (1 そうまきぼらまき刺網漁業、2 そうまきぼらまき刺網漁業、1 そうまきぼら狩刺網漁業)	ぼらまきさし網漁業
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	中海及び境水道のうち島根県の区域
		操業期間	周年	同左
		漁船の規模	総トン数5トン未満	同左
	制限又は条件	(1) 漁具は、浮子方の長さ450メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	(1) 同左	
固定式刺網漁業 固定式さし網漁業	許可内容	漁業種類	一重網漁業、三重網漁業	磯さし網漁業
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	① 中海及び境水道のうち島根県の区域 ② 島根県沖合。ただし、鳥取県米子市、境港市界から島根県松江市大海崎町大海崎鼻先端を結んだ線以北の中海及び境水道に限る。
		操業期間	周年	同左
		漁船の規模	新規は総トン数5トン未満、既存船は現状のトン数	総トン数5トン未満

		制限又は条件	(1) 漁具は、浮子方の総延長1,000メートル以内でなければならない。 (2) 他種漁業の操業を妨げてはならない。	(1) は同左 〔鳥取県一重網許可受有者〕 (2) 使用する漁具は一重網でなければならない。 〔鳥取県三重網許可受有者〕 (2) 使用する漁具は三重網でなければならない。
すくい網漁業	許可内容	漁業種類	すくい網漁業	いわしすくい網漁業 さっぱ雑魚すくい網漁業
		操業区域	鳥取県沖合。ただし、中海海域及び境水道に限る。	中海及び境水道のうち鳥根県の区域
		操業期間	周年	同左
		漁船の規模	総トン数10トン未満	同左
		制限又は条件	(1) <u>中海で操業してはならない。</u>	同左
小型定置漁業	許可内容	漁業種類	—	ふくろ網漁業
		操業区域	—	中海のうち鳥根県の区域
		操業期間	—	周年
	制限又は条件	—	(1) 鳥根県のます網の操業区域内で操業してはならない。	